

住宅宿泊事業を始める方へ

保健所への事前相談



新規届出



現地確認



標識の交付



営業開始

確認事項

- ・周辺住民等への事前周知（様式1 事前周知内容記録書）
- ・事業を営む住宅の安全確保措置（様式2（チェックリスト））
- ・マンション標準管理規約及び誓約書（様式3）
分譲マンションの場合、民泊を禁止する意思がないことを確認
- ・事業を営もうとする住宅が共同住宅の場合
（様式4 共同住宅における住宅宿泊事業運営にかかる承諾についてのお願い）
- ・住宅宿泊事業に係る情報公開に関する同意書（様式5（法人用）または様式6（個人用））
- ・転貸の承諾（住宅宿泊事業を賃貸で行う場合）
- ・家主居住型か家主不在型（管理者常駐型・管理者駆け付け型）
家主不在型の場合、住宅宿泊管理業者へ委託する必要がある。
- ・届出住宅地の用途地域 **都市計画課で確認**

必要関係書類（別添）の提出（原則インターネットでの申請になります）

届出者の了承を得て、現地確認を行います。

保健所から交付された標識は事業を行う住宅へ掲示して下さい。

営業開始後は、偶数月の15日までに2ヶ月分の宿泊日数の報告を求める
（原則インターネットでの定期報告。紙面での報告の場合は様式8を使用する）